

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立中央図書館 空気熱源ヒートポンプエアコン保守点検業務委託

2 契約の相手方

ダイキン工業(株)

3 随意契約理由

大阪市立中央図書館の、エアコン設備はダイキン工業(株)製であり、現在上記業者のオンライン常時監視を行っている。

オンライン監視は、日常の各機器の運転状況のデータを収集するとともに、サーバー系の冷却用エアコンの故障に際しては、24 時間 365 日の緊急対応体制を取っており、市内 24 館の図書館ネットワークシステムの安定に重要な役割を担っている。

今回の業務委託においては、常時監視による 24 時間緊急時の復旧対応が必要であり、上記業者が唯一対応可能な業者であるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館 総務担当（電話番号 06-6539-3314）

随意契約理由書

1 案件名称

阿倍野複合施設 昇降機保守点検業務委託

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ株式会社

3 随意契約理由

上記業者は、使用している機種 of 製造業者であり、機器本体だけでなく昇降機を管理している制御用コンピュータにおいても精通しており昇降機システムを統括的に整備する能力を備えており、本昇降機において、近年多発している昇降機事故へのリスクの防止、軽減対応及び不慮の事故への適切な対応が可能なのは、上記業者のみであるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館 総務担当（電話番号 06-6539-3314）

随意契約理由書

1 案件名称

東成複合施設 昇降機保守点検業務委託

2 契約の相手方

三菱電機ビルソリューションズ(株)

3 随意契約理由

上記業者は、使用している機種 of 製造業者であり、機器本体だけでなく昇降機を管理している制御用コンピュータにおいても精通しており昇降機システムを統括的に整備する能力を備えており、本昇降機において、近年多発している昇降機事故へのリスクの防止、軽減対応及び不慮の事故への適切な対応が可能なのは、上記業者のみであるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館 総務担当（電話番号 06-6539-3314）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立中央図書館 昇降機保守点検業務委託

2 契約の相手方

フジテック株式会社

3 随意契約理由

上記業者は、使用している機種 of 製造業者であり、機器本体だけでなく昇降機を管理している制御用コンピュータにおいても精通し、昇降機システムを統括的に整備する能力を備えており、本昇降機において、近年多発している昇降機事故へのリスクの防止、軽減対応及び不慮の事故への適切な対応が可能なのは、上記業者のみであるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館 総務担当（電話番号 06-6539-3314）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 5 年度図書館情報ネットワークシステム運用保守業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社 大阪第一統括ビジネス部

3 随意契約理由

大阪市立図書館情報ネットワークシステム（以下、「本システム」とする。）については、平成 24 年度に総合評価一般競争入札により開発および運用保守業務を行う事業者選定を行い、富士通株式会社（簡易吸収分割により令和 3 年 4 月 1 日付で富士通 Japan 株式会社に事業移管）と平成 24 年 11 月 9 日付けで契約を締結後、導入に至った。本システムは、令和 2 年 1 月に現行資産を活用した機種更新を行い、令和 6 年 12 月 31 日まで使用する予定である。

平成 24 年度から平成 25 年度はシステム開発を、平成 26 年度以降は運用保守にかかる業務を委託しており、令和 5 年度においても保守・運用支援業務を委託するものである。

本システムは、富士通株式会社が保有するパッケージソフトを基に、システム構成・操作性の最適化を図り、設計・プログラミング・運用テストを繰り返し行い、開発したシステムである。そのため同社保有の技術によって、図書館情報ネットワークシステムとしての性能を維持継続し、一貫した責任を持たせる必要がある。

したがって、本契約は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適しない場合）に該当するため、富士通 Japan 株式会社との特名随意契約とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号

5 担当部署

中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06-6539-3325）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立中央図書館 映像音響設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

パナソニックコネクト株式会社 現場ソリューションカンパニー西日本社
(旧社名：パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社 西日本社)

3 随意契約理由

大阪市立中央図書館 5階会議室の映像音響設備は、パーソナルコンピュータで制御され、ソフトウェア及び制御機器のハードウェア等のシステム開発を上記業者が行なった。

機器の保守に当たり特注機器を整備できる業者は、上記のみであるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館総務担当 (電話番号 06-6539-3314)

随意契約理由書

1 案件名称

校務支援システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

校務支援システムは、「教員が子どもたちと向き合う時間を創出する」、「学校における情報セキュリティの向上を図る」など時代に即した学校の情報環境整備を目標に平成 25 年度よりグループウェア機能、校務支援機能、コミュニケーション機能等を導入している。

校務支援システムは、日本電気株式会社よりサービス提供されており、そのプログラム等具体的な内容は、他業者には知りえないものであるため、日本電気株式会社が本業務を行うことができる唯一の業者である。

以上の理由により、本案件について地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号の規定により日本電気株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
(電話番号 0 6 - 6 1 1 5 - 8 0 5 9)

随意契約理由書

1 案件名称

次世代学校支援システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

この業務は、個別のシステムや紙資料等に保管されている様々なデータや情報を集約・一元化して一つの画面にまとめて表示できる環境（ダッシュボード）と、児童生徒の学習履歴や心の状態などを蓄積・分析するシステムの運用保守を行い、校長・教頭を含む全ての教員において子どもの情報を多面的かつ即時的に情報共有・データ活用することにより、個に応じたきめ細やかな指導の実践、不登校事案などに対して組織的に一貫した指導・対応を行うことによる問題の未然防止・早期発見を可能とするなど、教育の質の向上を実現することを目的とするものである。

このためシステムは、既存の校務支援システム及び学習系システム（学校教育 ICT 活用事業）に対してデータ抽出やデータ活用に向けたデータベース上の密な連携を行う必要がありこれら2つのシステムをつなぐ等の機能としてこの次世代学校支援システムの追加を行う必要があるが、このシステムについては本市においてこれまで文部科学省・総務省の平成29～31年度の実証事業として構築されてきたものを今般引き継ぐものである。上記の事業者がこれを運用保守してきたことから、本市の校務支援システム及び学習系システム（学校教育 ICT 活用事業）の2つのシステム環境を熟知した実績のある事業者であり、これまでの文部科学省・総務省の実証事業を引き継ぎ業務内容が確定している令和2年4月～8月を対象に運用保守を実施してきたことである。

また、令和2年9月以降、ダッシュボード機能、スクールライフノート機能（心の天気）を全校展開する計画のもとこのシステムの機能を拡充し対象校や実施内容等が拡大され新たな運用方法・設計等に基づいた運用保守が必要となることから、改めて令和2年9月から運用保守を行っている。

したがってこのシステムの運用保守に当たっては、「校務支援システム運用保守業務委託」における校務支援システムの運用管理・データ管理・品質管理にかかる業務と密接不可分な関係にあることから、令和5年4月から令和6年3月の運用保守を履行できる業者は上記業者のみである。

以上の理由により、本案件について地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定により日本電気株式会社と随意契約

を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令
第 11 条第 1 項第 1 号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
(電話番号 0 6 - 6 1 1 5 - 8 0 5 9)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪市立学校機械警備業務委託（5ブロック）警備機器にかかる
センサー設置変更業務委託

2 契約の相手方

セコム株式会社

3 随意契約理由

大阪市立学校機械警備業務委託（5ブロック）については、委託業者セコム株式会社と令和4年9月1日から令和9年8月31日を履行期間として、機械警備業務委託契約を締結している。

学校からの要望及び校舎建替等の工事に伴い、機械警備にかかるセンサーの設置箇所等に変更の必要があり、センサーの設置変更業務を行う。

本件において、機械警備本業務と警備機器は密接な関係にあり、学校の安全性、保安面を保持することを考慮した場合、同一の学校で異なる警備会社と契約し設置することは不可能であるため、当該業者との随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課

（電話番号 06-6208-9094）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪市立学校機械警備業務委託（3ブロック）警備機器にかかる
センサー設置変更業務委託

2 契約の相手方

セコム株式会社

3 随意契約理由

大阪市立学校機械警備業務委託（3ブロック）については、委託業者セコム株式会社と令和4年9月1日から令和9年8月31日を履行期間として、機械警備業務委託契約を締結している。

学校からの要望及び校舎建替等の工事に伴い、機械警備にかかるセンサーの設置箇所等に変更の必要があり、センサーの設置変更業務を行う。

本件において、機械警備本業務と警備機器は密接な関係にあり、学校の安全性、保安面を保持することを考慮した場合、同一の学校で異なる警備会社と契約し設置することは不可能であるため、当該業者との随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課

（電話番号 06-6208-9094）

随意契約理由書

1. 案件名称

令和5年度識字・日本語指導者養成等業務委託

2. 契約の相手方

一般財団法人大阪教育文化振興財団

3. 随意契約理由

平成31年4月「出入国管理及び難民認定法」改正による新しい在留資格の創設等の国の政策によって、今後、在留外国人の更なる増加が見込まれている。

本事業は、大阪市識字施策の推進と充実のため、外国人等識字・日本語学習希望者を継続して受入できるよう、市内識字・日本語教室に関わる学習支援ボランティア講師の養成・研修を行うとともに、市内識字・日本語教室での対応が難しい初期日本語学習希望者を対象とした基礎レベルの日本語教室等を開催するものである。

事業目的に合致した事業内容を実施する団体は、下記の条件を満たす必要がある。

- ① 本市識字施策に対する理解があり、市内識字・日本語教室の歴史、学習者状況などを把握するとともに、各教室及び担当者とのネットワークを構築していること
- ② 市内識字・日本語教室に関わる人材育成講座の企画・運営の専門性やノウハウを有すること
- ③ 初期日本語学習希望者を対象に基礎レベルの日本語教室を実施できること
- ④ 実施時期について、年間を通じて、人材育成講座・基礎レベルの日本語教室が実施されるよう調整を行えること

一般財団法人大阪教育文化振興財団は、①本市識字施策を理解し、市内識字・日本語教室の歴史、学習者状況などを把握し、市内全識字・日本語教室とネットワークを構築しているとともに、②市内識字・日本語教室に関わる人材養成講座の企画・運営の専門性とノウハウ、③初期日本語学習希望者を対象に基礎レベルの日本語教室実施を行ってきた実績、④年間を通じて、人材育成講座等を実施してきた実績を有するなど、上記の条件を満たしている。

一般財団法人大阪教育文化振興財団は、現時点で市内全識字・日本語教室とネットワークを構築し、教室に関わる人材養成講座等の専門性とノウハウを持ち、かつ年間を通じて、本事業を効果的・効率的に運営できる唯一の団体であることから、特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当(電話番号 06-6539-3346)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 障がい者交流学习事業業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人大阪市手をつなぐ育成会

3 随意契約理由

「生涯学習大阪計画」（令和4年3月第4次改訂）に基づき、障がいのある人の学習機会を保障するとともに、社会参加を促進することは、本市の生涯学習における大きな施策のひとつである。

本事業は、「知的障がいのある人が社会人として充実した生活を送るために、社会生活に必要な知識・技術を習得する機会、体育及び文化活動に参加する機会の提供及び、仲間づくりと自主性の育成を図ること」を目的としている。

事業目的に合致した事業内容を実施するには、知的障がい者をとりまく社会的状況や課題に精通しているとともに、年齢や性別、障がいの特性等に十分に配慮し、企画・運営できる専門的な資質やノウハウが必要である。

本事業で開催する「仲間づくりの教室」は、年間延約1,800名（8教室 各20回）が参加しており、受講者一人ひとりの状況に配慮した適切な対応をするためには、知的障がいのある人の学習支援に関する知識と経験を有する十分なスタッフ体制が不可欠である。

社会福祉法人大阪市手をつなぐ育成会は、昭和34年に結成され、知的障がいのある人等が自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的に、これまで本市において知的障がい者を対象とした事業所の運営や相談支援事業など、様々な事業を実施しており、本市における障がいのある人の現状や課題に精通している。

知的障がいのある人に対して深い理解と経験を有し、本事業を最も効果的・効率的に実施できるのは他に見当たらないことから、本事業について上記事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当（電話番号 06-6539-3348）

随意契約理由書

1 案件名称

校園ネットワーク業務システム 決裁承認拡張対応改修業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社

3 随意契約理由

本件業務委託は、校園ネットワーク業務システムの決裁機能を拡充し、学校・事務局での決裁承認機能の充実を図り、今なお残る紙決裁事務の電子化・文書の電子保存化をすすめ、学校の財務会計にかかる決裁処理・公文書保管事務を効果的、効率的に進めるための改修・整備を行うものである。

学校運営支援センターでは、平成2年度から稼働している学校財務会計システムについて、校園ネットワークの利用、業務プロセスの改善を行い、より効率の高い事務執行を実現するため、平成19年度より2か年でシステム再構築を行い、平成22年度の稼働開始、平成27年度及び令和3年2月の機種更新を経て、運用しているものである。

本システムは富士通Japan株式会社が独自に開発したものであり、そのプログラム等具体的な内容は、他業者には知りえないものであるため、富士通Japan株式会社が本業務を行うことができる唯一の業者である。

したがって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定により、富士通 Japan 株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
統合校務支援システムグループ（電話番号06-6115-8059）

随意契約理由書

1 案件名称

GoogleアナリティクスGA4移行に伴う生涯学習情報提供システム改修業務委託

2 契約の相手方

富士テレコム株式会社

3 随意契約理由

生涯学習情報提供システムにおいて、現在使用している Google アナリティクス (UA) について、令和 5 年 7 月をもってサポートが終了するにあたり、Google アナリティクス (GA4) に移行する必要がある為、大阪市生涯学習情報提供システムの改修を行う。

本システムは富士テレコム株式会社が独自に開発したものであり、そのプログラム等具体的な内容は、他業者には知りえないものであるため、富士テレコム株式会社が本業務を行うことができる唯一の業者である。

また、富士テレコム株式会社は本システムを開発運用業者であり、本システムの構造や内容を把握している業者であり、異なる業者が改修・整備を行った場合、既存のシステムとの責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

よって、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当 (電話番号 06-6539-3345)

随意契約理由書

1 案件名称

インボイス対応に伴う生涯学習情報提供システム改修業務委託

2 契約の相手方

富士テレコム株式会社

3 随意契約理由

令和 5 年 10 月のインボイス制度導入に伴い、生涯学習情報提供システムにて発行している請求書及び領収書について、「適格請求書」及び「適格領収書」に変更改修する必要がある。

本システムは富士テレコム株式会社が独自に開発したものであり、そのプログラム等具体的な内容は、他業者には知りえないものであるため、富士テレコム株式会社が本業務を行うことができる唯一の業者である。

また、富士テレコム株式会社は本システムを開発運用業者であり、本システムの構造や内容を把握している業者であり、異なる業者が改修・整備を行った場合、既存のシステムとの責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

よって、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当（電話番号 06-6539-3345）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度工芸制作体験普及事業業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪教育文化振興財団

3 随意契約理由

本事業は、生涯学習において市民一人ひとりが、主体的にその生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所で学習することができるよう、そのきっかけづくりが大切とされている観点から、小・中学校並びに地域子ども会、PTA、老人会等の地域で活動している団体等を対象に、専門性の高い指導者により大阪の歴史と風土に育まれてきた伝統工芸品や地域の素材を生かす手仕事としての工芸を学習資源として活用し、ものづくりの体験や学びの機会を提供するものである。個人の多様な体験や学習を図るだけでなく、学びの場や居住場所等の共通のコミュニティで参加することで参加者同士のつながりが深まることで生涯学習の振興に資することを目的としている。

かかる事業目的を最大限に達成するためには、民間事業者の持つ高度で専門的な技術力や知識が必要であるとともに、豊かな芸術性・斬新な創造性が求められるところである。

よって、価格のみによって業者選定する一般競争入札や公募型指名競争入札では、今回の委託業務について業者を選定することができない。また、価格点と技術点のみによる総合評価方式では、事業目的を達成するために最適な企画提案を選定することは困難であることにより、今回の業務委託については公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、一般財団法人大阪教育文化振興財団と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当（電話番号 06 - 6539 - 3345）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 可動床式プール保守点検業務委託

2 契約の相手方

日鉄テックスエンジ株式会社

3 随意契約理由

いまみや小中一貫校では、小・中学生が同じプールを使用するため、深さが調節できる可動床式プールを導入している。同プールの保守作業は、高度な技術が必要なため、製造業者しか行うことができない。

また、プール清掃についても、可動床を動かしながらの作業となるため、点検業務に合わせて行う必要がある。そのため、製造業者の監督下で技術講習・安全講習を受けた業者でないと行えないため、保守点検と清掃にかかる業務を一体のものとして、可動床式プールの製造元である日鉄テックスエンジ株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部施設整備課（電話番号 06-6208-9081）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度吹奏楽講習会企画運営業務委託

2 契約の相手方

公益社団法人大阪市音楽団

3 随意契約理由

公募型プロポーザル方式により、応募事業者からの企画提案書及びプレゼンテーションに基づき審査を実施した結果、上記の者を委託予定事業者として適格として選定した。よって上記業者と特名随意契約を締結するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当（電話番号 06 - 6539 - 3347）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度吹奏楽合同鑑賞会企画運営業務委託

2 契約の相手方

公益社団法人大阪市音楽団

3 随意契約理由

公募型プロポーザル方式により、応募事業者からの企画提案書及びプレゼンテーションに基づき審査を実施した結果、上記の者を委託予定事業者として適格として選定した。よって上記業者と特名随意契約を締結するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当（電話番号 06 - 6539 - 3347）

随意契約理由書

1 案件名称

「たそがれコンサート 2023」事業運営業務委託

2 契約の相手方

公益社団法人大阪市音楽団

3 随意契約理由

本業務は、7～8月に、大阪市立中学校等及び自衛隊や大阪府警などの公設の専属吹奏楽団とともに、生徒ならびに市民に対して、大阪城音楽堂で吹奏楽コンサート「たそがれコンサート」を実施するものである。

本業務は、市立中学校等吹奏楽部のクラブ活動に参加する生徒等が、舞台発表を通じてその技量を高めるとともに、プロフェッショナルの吹奏楽団の演奏に触れることによって、吹奏楽への興味関心を醸成し、音楽を通じた生涯学習の振興を趣旨としている。

とりわけ、多くの中学校のクラブ活動については、吹奏楽専任の指導者なしに取り組まれているのが現状であり、一般の聴衆に対して一定のレベルの演奏ができるようにするためには、プロの吹奏楽の専門家の指導が不可欠である。また、複数の専属吹奏楽団と中学・高等学校の出演を、その技量にあわせて一連のコンサートとしてコーディネートされたものを広く市民に提供する必要がある。

この事業の実施にあたっては、吹奏楽に関して、教育的観点を持って大阪市立中学校等への出演・演奏指導業務を行うとともに、中学校等及び公設の専属吹奏楽団の公演調整業務及び公演企画業務、進捗管理業務を行い、吹奏楽コンサートとして実施するノウハウが必要であり、これらの業務を実施できるのは、関西圏で唯一のプロの交響吹奏楽団で、かつ学校における子どもたちへの吹奏楽指導・鑑賞会実施等に長年携わり、豊富な実績を有する公益社団法人大阪市音楽団以外にはないと考えられる。

以上の理由により、本事業については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当すると判断されることから、同法人と随意（特名）契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当（電話番号 06-6539-3347）